平成２１年（フ）第４４０５号
大阪府池田市菅原町７番８号　302号、申立時の住所大阪府吹田市江坂町３丁目11番42―９号
債務者　西岡　　明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６０号
大阪府茨木市畑田町18番８号
債務者　野村　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番７―706号
債務者　松井　幸次
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番２―1105号
債務者　野村　義広
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６号
大阪市北区豊崎４丁目10番11―603号
債務者　髙木淳一朗
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７号
大阪市東住吉区桑津１丁目31番33―705号
債務者　田中　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７５号
大阪市西成区千本中２丁目９番３―106号
債務者　城島ひろみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０８号
大阪市淀川区木川西１丁目５番16―601号
債務者　谷本　勝彦
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６７号
大阪市生野区新今里１丁目５番18号
債務者　河渕　正幸
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２８号
大阪府四條畷市米崎町９番９号
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３６号
大阪府豊中市大黒町２丁目11番21号
債務者　村田　英之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５７号
大阪市大正区三軒家東２丁目４番20号　レガーレ大正２Ｂ号
債務者　佐藤　一輝
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９０号
大阪府大東市氷野３丁目７番30号
債務者　ＥＸ高土こと　髙土　雅則
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６７号
大阪市浪速区日本橋４丁目１番５号　ハイツ貴和美301号
債務者　きのしたガーデン＆エクステリアこと　木下　貴司
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１１号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目９番９号
債務者　倉薗　廣志
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１６号
大阪府寝屋川市秦町29番35号
債務者　後藤ミルナこと　ゴトウ・ミルナ・ラギタオ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６６号
大阪市城東区今福西１丁目６番６号　武田第３マンション205
債務者　伊東千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０６号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目１番31号　コーポグリーンウッド302号室
債務者　吉田　安江
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部